

平成31年3月19日（火）午前9時00分から和木町役場議事堂において、第2回和木町議会定例会を再開する。

○出席議員（10名）

1	番	嘉	屋	富	公	
2	番	上	田	丈	二	
3	番	中	村	充	子	
5	番	灰	岡	裕	美	
6	番	村	田	良	子	
7	番	上	岡	富	士	夫
8	番	森	脇	明	美	
9	番	中	磯	利	博	
10	番	兼	本	信	昌	副議長
11	番	西	村	榮	弘	議長

○説明のため出席した者

町	長	米	本	正	明	
副町	長	河	内	洋	二	
企画総務課	長	田	中	雅	彦	
税務課	長	吉	岡		司	
住民サービス課	長	村	岡	辰	浩	
都市建設課	長	末	岡	靖	士	
保健福祉課	長	森	本	康	正	
教育	長	重	岡	良	典	教育委員会
事務局	長	渡	邊	良	平	〃

○会議に従事した職員

事務局	長	田	中	敬	子
書	記	松	島	久	子

平成31年第2回(3月)定例会

- 開 会 9時00分
- 議 長 開会の前でございますが、例によって携帯電話お持ちの方は、電源オフ、または適切な処置をお願いをいたします。
- 議 長 改めまして、おはようございます。  
なお、中国新聞さん、並びに日刊いわくにさんから議場内のカメラ撮影の許可願いが出ておりますので、これを許可いたします。
- 議 長 定刻になりましたので、これより本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配布をしておりでございます。
- 議 長 日程第1 議案第3号 平成30年度和木町一般会計補正予算(第5号)について  
これを議題といたします。  
本案に対する討論を許します。討論はありませんか。
- (「なし」の声あり。)
- 議 長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結をし採決に入ります。
- 議 長 議案第3号 平成30年度和木町一般会計補正予算(第5号)について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
- 議 長 全員挙手。
- 議 長 したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。
- 議 長 日程第2 議案第4号 平成30年度和木町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について

平成31年第2回(3月)定例会

これを議題といたします。

本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結をし採決に入ります。

議 長 議案第4号 平成30年度和木町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手。

議 長 したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第3 議案第5号 平成30年度和木町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

これを議題といたします。

本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結をし採決に入ります。

議 長 議案第5号 平成30年度和木町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手。

議 長 したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

平成31年第2回(3月)定例会

議 長 日程第4 議案第6号 平成30年度和木町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)

これを議題といたします。

本案に対する討論を許します。討論はございませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結をし採決に入ります。

議 長 議案第6号 平成30年度和木町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手。

議 長 したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第5 議案第7号 平成30年度和木町介護保険特別会計補正予算(第3号)について

これを議題といたします。

本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結をし採決に入ります。

議 長 議案第7号 平成30年度和木町介護保険特別会計補正予算(第3号)について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手。

平成31年第2回(3月)定例会

- 議長 したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。
- 議長 日程第6 議案第8号 平成30年度和木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)  
これを議題といたします。  
本案に対する討論を許します。討論はありませんか。  
  
(「なし」の声あり。)
- 議長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結をし採決に入ります。
- 議長 議案第8号 平成30年度和木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
- 議長 全員挙手。
- 議長 したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。
- 議長 日程第7 議案第9号 和木町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について  
これを議題といたします。  
本案に対する討論を許します。討論はありませんか。  
  
(「なし」の声あり。)
- 議長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結をし採決に入ります。
- 議長 議案第9号 和木町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

- 議 長 全員挙手。
- 議 長 したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。
- 議 長 日程第8 議案第10号 和木町中央公民館関ヶ浜分館  
施設整備基金条例について  
これを議題といたします。  
本案に対する討論を許します。討論はありませんか。
- (「なし」の声あり。)
- 議 長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結をし採  
決に入ります。
- 議 長 議案第10号 和木町中央公民館関ヶ浜分館施設整備基  
金条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙  
手を求めます。
- 議 長 全員挙手。
- 議 長 したがって、議案第10号は原案のとおり可決されまし  
た。
- 議 長 日程第9 議案第11号 和木町すくすくこども基金条  
例について  
これを議題といたします。  
本案に対する討論を許します。討論はありませんか。
- (「なし」の声あり。)
- 議 長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結をし採  
決に入ります。

平成31年第2回(3月)定例会

- 議 長 議案第11号 和木町すくすくこども基金条例について  
原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
- 議 長 全員挙手。
- 議 長 したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。
- 議 長 日程第10 議案第12号 和木町国民健康保険条例の  
一部を改正する条例について  
これを議題といたします。  
本案に対する討論を許します。討論はありませんか。
- (「なし」の声あり。)
- 議 長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結をし採  
決に入ります。
- 議 長 議案第12号 和木町国民健康保険条例の一部を改正す  
る条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙  
手を求めます。
- 議 長 全員挙手。
- 議 長 したがって、議案第12号は原案のとおり可決されまし  
た。
- 議 長 日程第11 議案第13号 和木町廃棄物の処理及び清  
掃に関する条例の一部を改正する条例について  
これを議題といたします。  
本案に対する討論を許します。討論はありませんか。
- 議 長 灰岡裕美君。

灰岡議員

議案第13号 和木町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例「ごみ出し支援事業」の議案に反対の立場より討論を始めます。

今回、私が反対の立場から訴えたいのは、介護が必要な高齢者や障がい者に年間6,000円の利用料を強いることです。

ごみ出し困難者のみで構成される世帯が必須条件であり、今回示された案では、対象者は次の通りです。

○介護保険法による認定者

○身体障害者福祉法による手帳交付者

○療育手帳交付者

その他、上記と同様の程度と認められる者が挙げられています。

なお、生活困窮者については、別途配慮することとするとあります。

この支援の申請、審査、決定等の窓口が保健福祉課となっていることから「ごみ出し支援事業」は町の福祉政策、高齢者生活支援サービスの一環として、無料で行うべきだ、と私は考えます。

説明資料の中に、利用手数料を有料化するメリットとして利用者の立場から「利用することへの後ろめたさが軽減し利用しやすいこと」とありました。

町が、福祉事業として推し進めるならば、この後ろめたさをなくし、無料化して本当にごみ出しが困難な方のために、制度を立ち上げるのが本来の姿だと私は考えます。

よって、この議案は見直す余地があると考えます。

「ごみ出し支援事業」の取組みは全国的に進んでおり、政令指定都市の8割強、中核都市では6割強、通常の市で3割が施行しております。しかし町村自治体では、1割に達していません。

以上のことから、事業自体は、大変意義深いものと認識しております。

平成31年第2回(3月)定例会

現在、山口県内では宇部市・防府市が無料で実施しております。

全国で「ごみ出し支援事業」を行っている自治体の95%が福祉行政として無料で支援を行っております。

私自身、高齢化や核家族化を背景として、ごみ出しが困難でありながら十分な支援を得られない高齢者が増えていることから、「ごみ出し支援事業」についての異論はありません。町が福祉事業として推し進めるならば、ごみ出しが困難な方の為に、無料で制度を立ち上げるのが本来の姿だと思います。

よって、この議案は見直す余地があると考えます。

制度を利用する方に、年間6,000円の利用手数料を徴収することに賛成できません。

以上の観点から、議案13号和木町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例「ごみ出し支援事業」の議案に、反対いたします。

議長 他に討論はありませんか。

議長 兼本信昌君。

兼本議員 私は、議案第13号「和木町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例」いわゆる「高齢者等のゴミ出し支援事業」について、賛成の立場で討論いたします。

現在日本は世界で最も高齢化が進んだ超高齢社会を迎えています。2016年の高齢化率が27.3%で、(和木町は26%ですけど)国民の4人に1人が高齢者です。そして、十数年後には3人に1人が高齢者となります。そんな中、高齢者の中にはゴミ出しが困難になり、必要な支援が受けられず、生活に支障が出ている方々が増加しているのです。

これらの背景には、高齢化に加えて、核家族化や地域の繋がり希薄化があります。かつては大家族で若い世代が高齢

## 平成31年第2回(3月)定例会

者の生活を支えていましたけど、高齢者のみの世帯が増え、ゴミ出しを自分でやらざるを得ない方々が増えてまいりました。地域の繋がりが深かった時代では、近所の住民が高齢者のゴミ出しや買物を手伝っていましたが、近年ではそんな相互扶助も機能しなくなってきてまいりました。現代の和木町でも、そのような問題が見受けられてきています。

では高齢者の方々が、ゴミ出しが困難になる状態を考えてみます。先ずゴミ出しが困難になれば、生活ごみを出すことができず、家に留めて住環境が不衛生になります。不衛生な環境は、高齢者の社会的孤立を深めてまいります。さらに、生活支援がない場合は、無理に自分でごみ出しを続け、ゴミ袋を持って階段を降りたり、雨や雪の日に傘とゴミ袋を持ってごみステーションまで歩き、両手が使えず転倒の危険性が増したりもします。怪我や骨折で、歩けなくなったり、寝たきりになったりする可能性もあります。

そんな現状の中、今回、和木町が高齢者等ゴミ出し支援事業を導入しようとしております。ゴミ出し支援事業とは、ゴミ出しが困難になった高齢者や障害者の方々に代わり、他の主体である自治体や事業者がゴミ出しの手伝いやごみ収集を行う仕組みです。この制度は2000年以降に導入が進み、2017年現在では全国212の自治体が制度を活用しております。政令指定都市で8割、中核都市で6割強と導入が進んでいますが、町村では1割弱と取組みが遅れています。和木町がこのゴミ出し支援制度を導入すれば、町村では先進的な取組みとなってまいります。

またごみ収集時に一声かければ、高齢者に安心感や張りが出てまいります。複数回にわたりごみが出ていない場合は、高齢者の異変に気づくこともあります。高齢者の異変の早期発見や、最悪の未然防止に繋がることもあります。高齢者の福祉政策として効果が高いのではないのでしょうか。このゴミ出し支援制度の導入によって、高齢者世帯の生活の利便性はずっと向上致します。

さて、反対討論で示された月500円の利用者負担です

平成31年第2回(3月)定例会

が、大事なのは先ずは制度の導入ではないでしょうか。川を渡るには先ず橋を架けなければ渡れません。先ず橋を架け、最初は月500円の有料化であっても、川を渡ることが大事です。それから、人がだんだん渡るようになれば、欄干をつけたり、舗装したり、橋を広げたりしていけば良いのではないのでしょうか。このゴミ出し支援制度も、同じだと思います。先ずは制度を導入し、運用を開始する。いろいろな問題や課題が出てくれば、その都度検証し、修正しまた改善していく。その利用者の声を聞きながら一緒に考え、またこの制度を良い物に変えていくことが、私たち議会の仕事ではないでしょうか。

さて、議員の皆さん、議員は現実主義者でもあります。一度に大きな物を変えられませんが、少しずつ物事を良い方向に変えることはできます。ぜひ、この条例に賛成して、ゴミ出し支援事業を導入し、高齢者や障害のある方への優しい町づくりを進めて行きましょう。

以上で私の賛成討論を終わります。

議長 他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結をし採決に入ります。

議長 議案第13号 和木町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議長 挙手多数。

議長 したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

平成31年第2回(3月)定例会

議長 日程第12 議案第14号 平成31年度和木町一般会計予算  
日程第13 議案第15号 平成31年度和木町国民健康保険特別会計予算  
日程第14 議案第16号 平成31年度和木町簡易水道事業特別会計予算  
日程第15 議案第17号 平成31年度和木町公共下水道事業特別会計予算  
日程第16 議案第18号 平成31年度和木町介護保険特別会計予算  
日程第17 議案第19号 平成31年度和木町後期高齢者医療特別会計予算  
以上6議案については予算特別委員会に審査を付託しておりますので、その結果を予算特別委員会委員長から報告を願います。

議長 嘉屋富公君。

嘉屋議員 ご報告致します。

平成31年度予算特別委員会は議長を除く9名の議員により、3月11日、12日の2日間で開催し、付託された平成31年度和木町一般会計予算案並びに、平成31年度国民健康保険特別会計予算案など5つの特別会計予算案について、町長、副町長、教育長及び各関係部署の出席を求め慎重に審査を行いました。

一般会計予算案につきましては、対前年度比31.3%減の39億8,305万5千円が計上されました。厳しい財政運営が見込まれるなかで、「老朽化に伴った下水道工事」、「最終年度となる防災無線デジタル化」、「予防接種の補助」、等事業が設定されており、財政計画・事業計画を検証し対応され、第5次総合計画に基づいた事業が盛り込んだ、予算措置となっています。

予算特別委員会では、各委員からコミュニティバス運行事

平成31年第2回(3月)定例会業、こども園整備事業、関ヶ浜分館整備事業、法人町民税等、細部にわたり質問や意見が出されました。予算の執行においては、安全・安心で活気ある町づくりに対する事業効果の向上に向け、各担当部署に申し入れました。和木学園構想に対しても今後、継続し飛躍していけるように、内容と方向性に総括質問がありました。

以上、慎重に審査した結果、議案第14号 平成31年度和木町一般会計予算案と議案第15号から19号の国民健康保険特別会計、簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計予算案以上、6議案は予算特別委員会、全会一致で原案通り、可決しましたことを、報告致します。

平成31年3月19日

予算特別委員会委員長 嘉屋 富公

議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を許します。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 質疑がないようですので質疑を終結をいたします。

議長 これより各議案ごとの討論、採決を行います。

議長 議案第14号 平成31年度和木町一般会計予算についてこれを議題といたします。

本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結をし採決に入ります。

平成31年第2回(3月)定例会

本案の委員長報告は可決です。委員長報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議長 全員挙手。

議長 したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議長 議案第15号 平成31年度和木町国民健康保険特別会計予算について  
これを議題といたします。  
本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結をし採決に入ります。  
本案の委員長報告は可決です。委員長報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議長 全員挙手。

議長 したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議長 議案第16号 平成31年度和木町簡易水道事業特別会計予算について  
これを議題といたします。  
本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結をし採

決に入ります。

本案の委員長報告は可決でございます。委員長報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議長 全員挙手。

議長 したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議長 議案第17号 平成31年度和木町公共下水道事業特別会計予算について

これを議題といたします。

本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結をし採決に入ります。

本案の委員長報告は可決です。委員長報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議長 全員挙手。

議長 したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議長 議案第18号 平成31年度和木町介護保険特別会計予算について

これを議題といたします。

本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

平成31年第2回(3月)定例会

議 長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結をし採決に入ります。

本案の委員長報告は可決です。委員長報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手。

議 長 したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第19号 平成31年度和木町後期高齢者医療特別会計予算について

これを議題といたします。

本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結をし採決に入ります。

本案の委員長報告は可決です。委員長報告のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手。

議 長 したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第18 議案第20号 和木町公共下水道大竹圧送幹線の建設工事委託に関する協定の一部を変更することについて

これを議題といたします。

本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

議長 (「なし」の声あり。)

議長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結をし採決に入ります。

議案第20号 和木町公共下水道大竹圧送幹線の建設工事委託に関する協定の一部を変更することについて  
原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議長 全員挙手。

議長 したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第19 議案第21号 和木町地域活動支援センターの指定管理者の指定同意について

これを議題といたします。

本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結をし採決に入ります。

議案第21号 和木町地域活動支援センターの指定管理者の指定同意について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議長 全員挙手。

議長 したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第20 議案第22号 和木町道路線の認定について

平成31年第2回(3月)定例会

これを議題といたします。

本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結をし採決に入ります。

議 長 議案第22号 和木町道路線の認定について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手。

議 長 したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第21 議案第23号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について

これを議題といたします。

本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議 長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結をし採決に入ります。

議 長 議案第23号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について

原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手。

議長 したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第22 議案第24号 山口県市町総合事務組合の財産処分について  
これを議題といたします。  
本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結をし採決に入ります。

議案第24号 山口県市町総合事務組合の財産処分について

原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議長 全員挙手。

議長 したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第23 議案第25号 周陽環境整備組合規約の変更に関する協議について

これを議題といたします。

本案に対する討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 討論がないようですので、本案に対する討論を終結をして採決に入ります。

議案第25号 周陽環境整備組合規約の変更に関する協議について

原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

- 議長 全員挙手。
- 議長 したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。
- 議長 日程第24 議案第26号 和木町一般職の任期付職員の採用等に関する条例について  
これを議題といたします。  
執行の説明を求めます。  
田中企画総務課長。
- 田中企画総務課長 議案第26号 和木町一般職の任期付職員の採用等に関する条例について、ご説明いたします。  
本議案は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者を、その知識経験又は識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させることなどにより、町政の円滑な推進を図るため、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例等に関し必要な事項を定めるために提案させていただくものでございます。本条例案は9つの条と附則で構成されており、第1条でこの条例の趣旨を、第2条および第3条で特定任期付職員など職員の任期を定めた採用、第4条で短時間勤務職員の任期を定めた採用について定めるとともに、附則において、和木町職員の勤務時間、休暇等に関する条例および和木町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正を定めています。  
以上で、議案第26号の説明を終わります。
- 議長 本案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。  
上田君。
- 上田議員 この条例を定めるにあたって何か特別な理由があるので

しょうか。理由があれば教えていただく事はできるのでしょうか、伺います。

議長 田中企画総務課長。

田中企画総務課長 先程、説明で申しましたとおり、この条例案は高度の専門的な知識経験、あるいは優れた識見を有する方、こういった特別なこういった方をそういう知識経験などを基にして働く職場についていただくため、こういった特別な場合に、その職員を任期を定めて採用するものでございます。

今回、この条例案を提案させていただきましたのは、そのような必要性に迫られたことによって提案させていただいております。これは特殊な場合というふうに考えておりますのでこれを多用する事はないと思っておりますが、今回はこの条例案を活用した職員採用が予定されております。

議長 上田君。

上田議員 高度な専門的な知識経験、または優れた識見を有する方を町外から招くのに必要な条例であることは理解いたしましたけれども、この条文の中の第3条、この第3条に対してちょっと危機感を感じてしまうのですけれども、この第3条ですけれども、職員にあたっての条文になっております。職員を次の業務に期間を限って従事させる事が公務の能率的運営を確保するために必要である場合、職員を任期を定めて採用できる、

1、一定の期間内に終了する事が見込まれる業務

2、一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務  
となっております。

この事が派遣法によく似て従事してると思うんですけども、一般職員までこの第3条を適用して採用する事になりますと、非正規の雇用が増える事になると思うのですがいかがでしょうか。町、役場の職員は期間の定めがない雇用がよい

と思っておりますので伺いたいと思います。

議長 田中企画総務課長。

田中企画総務課長 議員のおっしゃりますとおり、第3条は一時的な職員が不足してきた場合に任期付職員を採用できるというものでございます。しかしこの条を特に使おうという思いは、現在は持ち合わせておりません。

新年度予算におきましても、期間の、任期のない定年60までの職員を新規採用しようということで、その試験の予算を計上しておりますし、現在も職員は80数名いる訳なんですけど、この職員を減らそうという意向はありませんので、ご安心いただければと思っております。

議長 上田君。

上田議員 第3条があるとですね、派遣法もそうでした、この条例があったために派遣法が行われて、非正規が行われた経緯があります。条例に関してはよくわからないですけれども、この条文がなければ、この条例というのは作れないのでしょうか伺います。

議長 田中企画総務課長。

田中企画総務課長 この条文がなくても条例案はできますが、多くの自治体でこの任期付職員の条例が既に制定されております。その制定されている他の市町村の中で、この第3条がない条例案を定めている市町村はないと思っております。ただそういった他の市町村につきましても任期付職員がすごく採用されているということはあまりないと思います。

あくまでも任期の定めのない私たちのような一般職の職員を採用されているのが通常ではないかと思っております。

議長 他に、ありませんか。  
灰岡裕美君。

灰岡議員 先程、答弁の中に今回この条例を議案に出されたというのが必要に迫られたからとご答弁にありました。  
どのような必要に迫られたのか教えていただけますか。

議長 田中企画総務課長。

田中企画総務課長 説明いたしましたとおり、専門的な知識経験を有するそういった方をお招きして採用する必要ができたということでございます。

議長 灰岡君。

灰岡議員 具体的な内容は今は答弁する時期にないということで理解してよろしいでしょうか。

議長 田中企画総務課長。

田中企画総務課長 人事に関する事でございますので、ここでの答弁は控えさせていただきますと思います。間もなく公表が出来るのではないかというふうに思っております。

議長 ご理解いただけましたか。

議長 他にございませんか。

議長 他にないようですので、本案に対する質疑を終結をし、討論に入ります。

議長 討論はありませんか。

平成31年第2回(3月)定例会

(「なし」の声あり。)

議 長 はい、討論がないようですので、討論を終結をし採決に入ります。

議案第26号 和木町一般職の任期付職員の採用等に関する条例について原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 全員挙手。

議 長 したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第25 議員派遣について  
お手元に配布をしてありますとおり、会議規則126条の規定により、議員を派遣したいと思いますのでご了承願います。

議 長 日程第26 特定事件の付託について、  
各常任委員会及び議会運営委員会には、お手元に配布しておりますとおり、次の定例会まで引き続き特定事件の調査研究を付託したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長 異議なしと認めます。

議 長 したがって、各常任委員会及び議会運営委員会におかれましては、次の定例会まで特定事件の調査研究を付託することに決定をいたしました。

議 長 以上をもちまして、本定例会に付議されました事件の審議は全て終了をいたしました。

平成31年第2回(3月)定例会

議

長

おはかりいたします。

これにて、平成31年第2回和木町議会定例会を閉会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議

長

異議なしと認めます。

議

長

これをもちまして、平成31年第2回和木町議会定例会を閉会をいたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉 会

9時 47分